

○国土交通省告示第七百二十一号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第三十一条の二において読み替えて準用する特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第一条の二の三第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示

（質量確定の手順）

第一条 危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「危規則」という。）第三十一条の二において読み替えて準用する特殊貨物船舶運送規則（以下「特貨則」という。）第一条の二の三第一項の告示で定める手順については、特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第七百二十号。以下「特殊貨物コンテナ質量確定告示」という。）第二条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同告示第二条第二項中「特貨則第一条の二の三第一項」とあるのは「危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。以下

「危規則」という。）第三十一条の二において読み替えて準用する特貨則第一条の二の三第一項」と、同条第四項第三号中「貨物等」とあるのは「貨物等（危険物その他のコンテナに収納される物をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

（質量確定を要しない場合）

第二条 危規則第三十一条の二において読み替えて準用する特貨則第一条の二の三第一項の告示で定める場合については、特殊貨物コンテナ質量確定告示第三条の規定を準用する。

（質量確定に使用する計量器）

第三条 危規則第三十一条の二において準用する特貨則第一条の二の三第一項第一号の告示で定める計量器については、特殊貨物コンテナ質量確定告示第四条の規定を準用する。

（個別の質量の計量）

第四条 危規則第三十一条の二において準用する特貨則第一条の二の三第一項第二号の規定によるコンテナの質量及びコンテナに収納されている物の質量の個別の計量については、特殊貨物コンテナ質量確定告示第五条の規定を準用する。この場合において、同告示第五条第二項第三号中「貨物ユニットに収納されている」とあるのは「オーバーパック（危規則第十五条第一項に規定するオーバーパックをいう。）若しくは容器に収納され、又は包装されている」と読み替える。

（特殊貨物コンテナ質量確定告示の準用）

第五条 特殊貨物コンテナ質量確定告示第六条から第十四条までの規定は、危規則第三十一条の二において読み替えて準用する特貨則第一条の二の三の規定による質量の確定について準用する。この場合において、特殊貨物コンテナ質量確定告示第六条第一項第三号中「特貨則第一条の二の三第一項各号」とあるのは「危規則第三十一条の二において準用する特貨則第一条の二の三第一項各号」と、同告示第七条第三項第三号中「特貨則第一条の二の三第一項第一号」とあるのは「危規則第三十一条の二において準用する特貨則第一条の二の三第一項第一号」と、同告示第七条第四項第二号中「危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第 号。第十四条において「危険物コンテナ質量確定告示」という。）第五条において準用する第十三条」とあるのは「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第 号。第十四条において「特殊貨物コンテナ質量確定告示」という。）第十三条」と、同告示第十四条第一項中「危険物コンテナ質量確定告示第一条において準用する第二条第二項」とあるのは「特殊貨物コンテナ質量確定告示第二条第二項」と、同条第二項中「危険物コンテナ質量確定告示第五条において準用する第六条第一項」とあるのは「特殊貨物コンテナ質量確定告示第六条第一項」と読み替える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。